

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により提出された意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成28年6月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ラ・ムー守山店 守山市播磨田町字蔵垣内1342番1の一部ほか7筆
- 2 意見の概要 地域住民等からの意見
 - (1) 市道側の出入口に右折による退店の禁止や出口に左折の道路標示をするなど退店車両が通学路方向に流入しないための措置を講ずること。
 - (2) 出入口③の利用制限時間については、児童および生徒が通学する時間帯である9時まで延長すること。
 - (3) 市道下之郷・播磨田線は通学路であるため、交通の錯綜が予想される市道播磨田矢島線との交差点の近辺に交通整理員等を配置することにより安全を確保すること。また、車で出退勤する従業者に対して、当該交差点に進入しないよう必要な措置を講ずること。
 - (4) 住宅地への出店により防犯、騒音、青少年の非行および深夜徘徊など問題が予見され、また、滋賀県青少年の健全育成に関する条例の目的から22時で閉店すべきである。
 - (5) 出入口③については、当該出入口に面する市道播磨田矢島線の道路幅が狭く自動車の相互交通が困難なため閉鎖されたい。開設する場合は、歩行者および自転車専用出入口として運用されたい。
 - (6) 出入口③について自動車の出入口とする場合は警備員の常駐および誘導看板の設置等により左折誘導を行い、通学路である市道下之郷・播磨田線への進入を抑制されたい。
 - (7) 市道播磨田矢島線沿いに設置される従業員用駐車場は道路中心線から後退、また、当該市道の住宅側の水路は暗渠とすることにより歩行者および自転車の通行幅を確保されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 平成28年6月3日から平成28年7月4日まで